

1回

惡法撤廃二閑スル件

説明

京都 提出
場東 政志

理由

多言ヲ要セシムタル如ク、彼安維持法及暴威取締法等ハ、我々運動者抑止サルコトハナシキ也。アル。サレバ之等一惡法ヲ撤廃すべく努力スルコトハ、我々無立階級ハ深セラレタル仕務ノ一端アル故ニ我々ハ機会ヲトニ夫ヘ對スル運動ヲナサネバナラヌ。又ニ東京第ニ提出スル所以テアル。

関東廳造幣局金第五回大會

健康保險法ヲ般勤勞階級ニギヨウスル一件

京浜支那提出

説明

錦田友紹

憲政会内閣ハ吉ル五十一年議会ニ於テ無産階級ノ保護法刊アルトシテ、健康保險法ヲ実施シタノデアル。而乍其健康保險法ハ、其ノ根本は、舊セイシンニタル労働者ノホタルコトヲ累々キシテ事業主ニミ有利アリ、労働階級ニ取りテハシロモ法アリ、労働條件、改悪テアルト云ハナケレバナラス。而乍其法條文ニ対シテハ同盟会大會ニ於テ決議サレ其ノ運動を行ハレテ居ル。今回ハ其ノ條文ニハ何ラ言及シテイ。現在ニ工場法摘要ニミ保険法摘要ヲナスハ、併ガセニアル。故ニ般勤勞階級ニモ健康保險法ヲ構要サセナクテハナラス。又其ノ運動ヲ起サナクテハナラナイト思フノアリ。